

令和7年度世界へ羽ばたくアスリート支援事業実施要領

1 目的

岡山県から一人でも多くのオリンピック・パラリンピック・デフリンピック（以下「オリンピック等」という。）選手の輩出を目指し、競技団体から推薦された選手の中から年度ごとに対象者を指定して、オリンピック等選手の育成に必要な支援を多角的に行うことを目的とし、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）等の規定に基づき、競技力強化費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、活動経費の一部を助成します。

2 補助額、補助対象経費等

補助額、補助対象経費等については次のとおりです。
ただし、他団体から助成を受けている経費は除きます。

区分		補助額、補助対象経費等	
選 手	補助額	<u>A指定：選手1人当たり年間30万円以内</u> <u>B指定：選手1人当たり年間15万円以内</u>	
	補助対象経費	①国内外で実施される練習、大会等への参加に関する事業	強化練習、合宿、大会等への参加に係る費用
		②競技用具等の整備に関する事業	補助対象者が競技に使用する器具・用具の購入、賃貸借又は修理に係る費用
		③練習環境等の整備に関する事業	補助対象者が練習で使用する会場（付帯施設を含む。）、消耗品等に係る費用
		④トップレベルの指導者・専門家の招へいに関する事業	国内外からコーチ、トレーナー等を招いたときの謝金等に係る費用（通常指導を受けている指導者に係る費用は対象外です。） <u>※上限額：補助額の3分の1</u>
	⑤コンディショニングに関する事業	運動能力測定、身体ケア（マッサージ等）、サプリメント（食費を除く。）等に係る費用 <u>※上限額：補助額の3分の1</u>	

※ 補助対象経費の詳細については、別添のとおりである。

3 対象競技

対象競技は、オリンピック等の正式種目とします。

4 推薦（申請）要件

補助金の交付を受けるに当たっての推薦（申請）要件は、次のとおりです。

区分	推薦（申請）要件						
選手	県内の出身者（※）又は県内に在住、在勤若しくは在学する者で、 <u>オリンピック等への出場が有望な選手のうち、次のいずれかに該当する者</u> とします。						
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>要件</th></tr></thead><tbody><tr><td>A 指定</td><td><u>過去2年間において、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会の加盟団体による強化指定がA相当以上（年齢区分による指定の場合は、各区分におけるA相当以上である。）の選手</u></td></tr><tr><td>B 指定</td><td><u>過去2年間において、国際大会に出場した経験がある選手</u></td></tr></tbody></table>		要件	A 指定	<u>過去2年間において、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会の加盟団体による強化指定がA相当以上（年齢区分による指定の場合は、各区分におけるA相当以上である。）の選手</u>	B 指定	<u>過去2年間において、国際大会に出場した経験がある選手</u>
		要件					
A 指定	<u>過去2年間において、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会又は一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会の加盟団体による強化指定がA相当以上（年齢区分による指定の場合は、各区分におけるA相当以上である。）の選手</u>						
B 指定	<u>過去2年間において、国際大会に出場した経験がある選手</u>						

※ 県内の出身者とは、高校生までの多くを岡山県内で過ごした者をいう。

5 補助対象期間

補助金の交付決定日から令和8年2月28日までの期間とします。

（※ 補助金に係る交付決定通知以降の支出が対象である。）

6 推薦（申請）方法

推薦者は、原則として公益財団法人岡山県スポーツ協会に加盟する競技団体ですので、推薦（申請）期間までにメール又は郵送により推薦してください。

なお、パラリンピック及びデフリンピックの実施競技に係る選手の推薦（申請）については、競技団体等からの推薦を受けることで推薦（申請）が可能ですが、推薦者（申請者）について、推薦（申請）前に岡山県と協議を行ってください。

7 推薦（申請）期間

令和7年4月11日（金）から同月30日（水）まで （※当日消印有効）

8 強化指定選手の選考・決定

強化指定選手は、推薦（申請）のあった候補者の中から、大会実績、岡山県との関わりなどを総合的に勘案して選考委員会において選考し、知事が決定します。

なお、推薦者（申請者）に対しては、5～6月を目途に選考結果をお知らせします。

9 補助金の交付決定、額の確定、支払等

競技団体等から推薦があった強化指定選手については、推薦した競技団体等を通じて、補助金を交付します。

強化指定選手に決定された方の推薦者（申請者）又は強化指定選手（※選手個人による申請の場合に限る。）に補助金の交付申請手続きをしていただき、審査後、速やかに補助金の交付決定額をお知らせします。

また、事業完了後、実績報告書による審査を行い、補助金の額を確定した後に一括して補助金を支払います。

10 提出先・問合せ先

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県 環境文化部 スポーツ振興課 競技力向上班

電話：086-226-7467（直通）

FAX：086-225-0260

メール：sposhin@pref.okayama.lg.jp

県ホームページ（スポーツ振興課）：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/24/>

11 その他

強化指定選手に決定された方については、氏名、年齢、対象競技、所属、経歴、障害区分、主な成績等を公表しますので、予め御了承ください。

(別添)

世界へ羽ばたくアスリート支援事業に係る補助対象経費（詳細）

補助額	選手1人当たりの年間上限：A指定30万円以内、B指定15万円以内
報償費 (謝金)	・強化練習、合宿などでの指導謝金 (指導者(指導者資格等を有する者、外部指導者)、ドクター、トレーナー等) ※1日につき、11,500円以内
旅費 (交通費 ・宿泊費)	・国内外で実施される練習、大会等への参加に伴う本人及び事業に携わる者への旅費 ※事業に携わる者への旅費は、 <u>補助対象者が障害者の場合に限る。</u> ・トップレベルの指導者・専門家の招へいに係る旅費 ※1 県内交通費は2,200円以内(ただし、同一市町村内移動の場合は1,100円以内である。)、県外交通費及び海外交通費は実費相当額とする。(海外交通費の場合は、業者の見積りを要する。) ※2 宿泊費は、岡山県職員等の宿泊費基準額(上限額)以内で実費相当額とする。(参照：岡山県職員等の旅費に関する条例) <例(1泊)> ・国内：東京都19,000円、大阪府・広島県13,000円、兵庫県12,000円、愛知県11,000円、岡山県10,000円、島根県9,000円、鳥取県・山口県8,000円等 ・海外：ニューデリー18,000円、ミラノ31,000円、ロサンゼルス42,000円、ブリスベン28,000円等 ※3 <u>1回の練習、大会等への参加につき、宿泊費は7泊を上限とする。</u>
需用費	・消耗品(トレーニングウェア、シューズ、サプリメント等) ・用具等の修理費 ※実費相当額とする。
役務費	・郵便料・宅配料(いずれも国内外は問わない。) ・運動能力測定等に係る費用 ※実費相当額とする。
使用料及び 賃借料	・練習施設(付帯施設も含む。)等の使用料 ・競技用具等の賃借料 ※実費相当額とする。
備品購入費	・器具・用具(10万円以上) ※実費相当額とする。
負担金	・大会参加料 ※実費相当額とする。

※ 協会等への登録料は補助対象になりません。